

特定非営利活動法人泉パークタウンSPO&COMクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人泉パークタウンSPO&COMクラブと称す。
クラブコンセプトは「DUO」(デュオ：二重奏・融合の意)とし愛称名とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市泉区高森3丁目1番地仙台市立高森小学校内に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を宮城県仙台市泉区根白石字青笹山39番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、泉パークタウンに居住する方を中心に、世代間の交流と生涯スポーツの実践により、青少年の健全育成や仲間づくりと健康維持増進や自己啓発に寄与し、ひいては地域のコミュニティーの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 生涯スポーツの啓蒙普及に関する事業
 - ② スポーツスクール活動を通じた競技力向上に関する事業
 - ③ スポーツサークル活動を通じたスポーツ文化の醸成に関する事業
 - ④ スポーツの指導者の育成及び派遣に関する事業

- ⑤ スポーツを基盤とした健康管理に関する事業
 - ⑥ 各種活動を通じた青少年の健全育成に関する事業
 - ⑦ 各種活動を通じた地域支援ネットワークの強化に関する事業
 - ⑧ 各種活動のプログラム企画・運営に関する事業
 - ⑨ フェスティバル・大会・講演会などのイベント企画・運営に関する事業
 - ⑩ スポーツ施設の管理・運営・業務の受託に関する事業
 - ⑪ 刊行物の発行と広告掲載に関する事業
 - ⑫ 会員の送迎の為のクラブバス運行事業
 - ⑬ 会員相互の融和・親睦を図る為の事業
 - ⑭ 主体的に実施するスポーツ物品等の販売事業
 - ⑮ その他このクラブの目的を達成する為に必要な事業
- (2) その他の事業
- ① 環境保護に関する事業
 - ② 建物の管理・運営・業務の受託に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、クラブの活動を推進する個人
- (2) 活動会員 この法人が実施する各種事業に参加し活動する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の書式により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費及び活動費等)

第8条 会員は理事会において別に定める年会費及び活動費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体・法人が消滅したとき
- (3) 年会費もしくは活動費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費もしくは活動費を1年以上継続して滞納したとき

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及び活動費その他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上
- (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事のうち、7人を運営推進委員会並びに運営支援委員会の各担当理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。(ただし役員に欠員が生じた場合の補充のための選任は除く。)

- 2 理事長、副理事長及び各担当理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員

数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 運営推進委員会並びに運営支援委員会の各担当理事は別に定める業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員定数に欠員が生じたときは、理事会で補充できるものとする。この場合の任期は前任者の残任期間とするものとする。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与

えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(特別アドバイザー及び職員)

第20条 この法人に、特別アドバイザー及び職員を置くことができるものとする。

2 特別アドバイザー及び職員は、理事長が任免する。

3 特別アドバイザーは理事長の求めに応じ法人の運営について助言する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任（第17条における役員に欠員が生じた場合の補充は除く。）、解任（第18条における解任は除く。）及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が努めるものとする。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の数に欠員が生じた場合の選任
- (4) 事業計画及び収支予算の変更
- (5) 第8条に定める会費及び活動費等の額
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 事業による収入

- (3) 受託業務収入
- (4) 寄付金・賛助金
- (5) 助成金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て選定された、特定非営利法人または公益社団法人・公益財団法人（2008年12月1日施行）に寄付するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び各担当理事は、次に掲げる者とする。

理事長	若生達夫
副理事長	奥山喜一郎
	神谷亨
理事	阿部和男 (財務部担当理事)
	阿部清人 (広報部担当理事)
	北村榮一 (総務部担当理事)
	小松榮祐 (管理部担当理事)
	土川光宏
	永野勝昭 (指導部担当理事)
	村谷至徳
	山口勝成 (健康管理部担当理事)
	我妻友幸 (企画部担当理事)
監事	白根孝雄

山吹昭子

3 この法人の設立当初の特別アドバイザーは、次に掲げる者とする。

特別アドバイザー 久恒啓一

松田好史

松原悟

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年の第1回目の定時総会までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、この法人化を承認した総会時の事業計画及び収支予算の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の会費及び活動費は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

(1) 年会費

① 正会員 任意

② 活動会員 一般会員 12,000円

シニア会員 6,000円

ユース会員 6,000円

ジュニアユース会員 6,000円

ジュニア会員 3,000円

キッズ会員 3,000円

家族会員 12,000円

団体会員 1,000円/名

コーチャーズ会員 10,000円

スタッフ会員 10,000円

② 賛助会員 任意

(2) 活動費

①筋太郎倶楽部活動費 500円/月

②DUO PARK.FC活動費 4,000円/月

③DUO VISPO活動費 2,000円/月

④フットサル非会員活動費	一般	500円/回
	シニア	500円/回
	ユース	500円/回
	ジュニアユース	100円/回
	ジュニア	100円/回